平成２７年１０月の主な動き、取組

１　雇用失業情勢への対応（平成２７年８月内容）

有効求人数	30,491 人	対前年同月比 8.8%増（ 12 か月連続の増加）
有効求職者数	35,992 人	対前年同月比 6.0%減（64 か月連続の減少）
有効求人倍率	0.87 倍	対前月　0.01Ｐ増

・各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
・積極的な求人開拓の実施
・若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

２　高校生のための就職面接会の開催

○　平成２８年３月新規高等学校卒業予定者の就職環境（８月末）

・県内求人数　3,819 人　　・県内就職希望者数　2,135 人

・県外就職希望者数　2,056 人

○　高校生の県内就職希望者の支援を目的として、10 月 27 日に、ジェイドガーデンパレスにおいて、就職面接会を開催

３　平成２７年労働災害発生状況　－８月末―

・死亡者数	１１人	前年比	５人（31.2%）減少
・休業４日以上の死傷者数	９５１人	前年比	９人（ 1.0%）増加

死傷災害の減少のために、関係団体との連携を図るとともに、積極的な労働災害防止対策を講じることとしています。

４　鹿児島県最低賃金の街頭キャンペーン

改定後の鹿児島県最低賃金額の周知を図るため、10 月 7 日に、鹿児島中央駅で街頭キャンペーンを行います。

５　「過重労働解消キャンペーン」

過重労働キャンペーン期間（11 月 1 日～11 月 30 日）に、重点的な監督指導、電話相談などを実施します。

６　ラッピング電車「鹿児島労働局きらら号」が走っています！

女性活躍促進のためのシンボル電車が、来年 3 月まで走行します。

8月の有効求人倍率は0．87倍で、
前月を 0.01 ポイント上回る

鹿児島県の 8 月の有効求人倍率（季節調整値）は 0.87 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）は 1.41 倍となり、前月（1.37 倍）を 0.04 ポイント上回り、過去最高となりました。

正社員有効求人倍率（原数値）は 0.51 倍となり、前年同月（0.45 倍）を 0.06 ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ 8.1%増と 12 か月連続で上回りました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(5.8%増）は 3 か月ぶりの増加、製造業（3.6%増）は 3 か月連続の増加、運輸、郵便業（1.3%増）は 2 か月ぶりの増加、卸売業、小売業（10.6%増）は 2 か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業（2.7%増）は 7 か月連続の増加、医療、福祉（6.0%増）は 2 か月ぶりの増加、サービス業（他に分類されないもの）（5.7%減）は 9 か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ 11.4%減と 2 か月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(11.3%減)は 2 か月連続の減少、離職求職者（8.9%減）は 2 か月連続の減少、無業求職者（22.0%減）は 25 か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(16.9%減)は 4 か月連続の減少、自己都合離職者(6.6%減)は 2 か月連続の減少となりました。

政府の９月の月例経済報告では、個人消費や輸出については据え置きましたが、企業の業況判断を下方修正する一方、企業収益を上方修正し、景気の基調判断を、「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としました。

鹿児島県の雇用情勢は、前年同月に比べ、新規求人数（原数値）、有効求人数（同）ともに 12 か月連続で前年を上回り、有効求人倍率も前月を上回るなど、緩やかな改善傾向にあるものの、一部に弱い動きがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高年齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

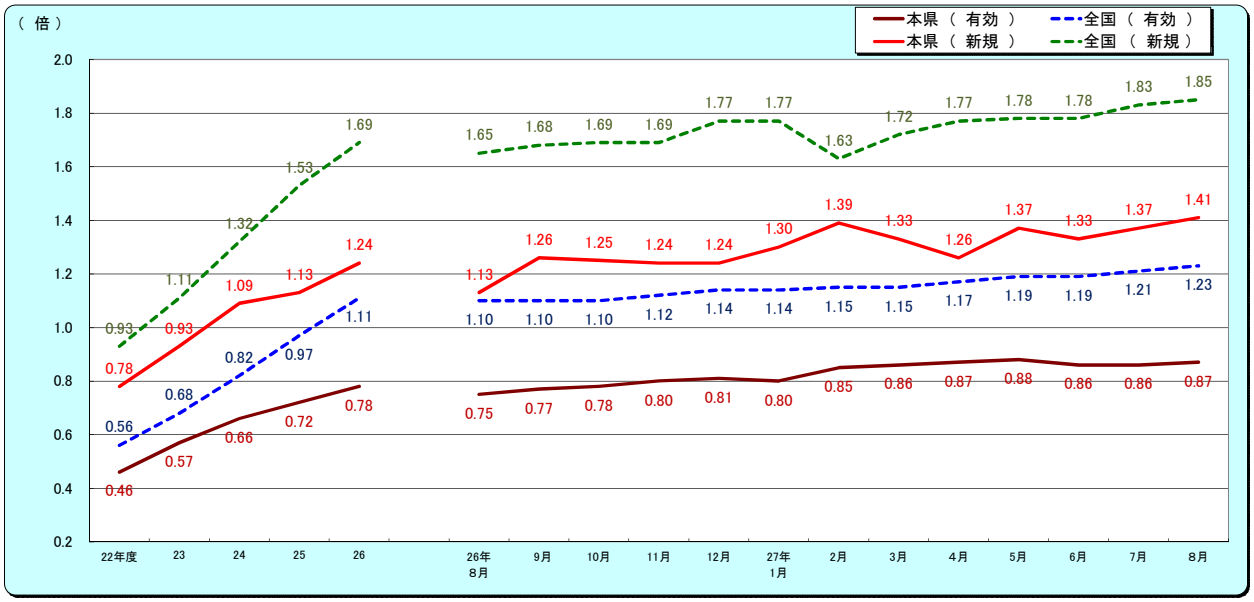

鹿児島労働局発表
平成27年 10月 2日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 原 聡士
地方労働市場情報官 地頭 政
TEL. 099 (219) 8711

最 近 の 雇 用 失 業 情 勢

(平成27年8月分)

概 況

・鹿児島県の8月の有効求人倍率(季節調整値)は0.87倍となり、前月を0.01ポイント上回った。
・なお、全国の8月の有効求人倍率(季節調整値)は1.23倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)

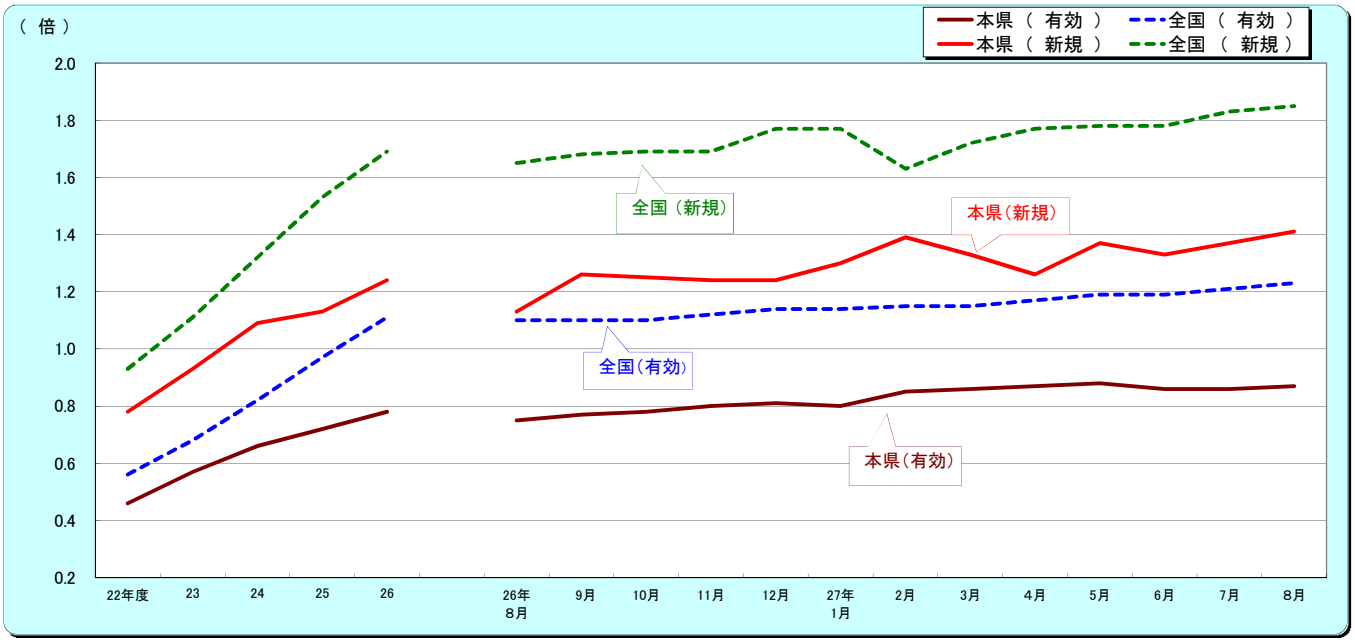

		22年度	23	24	25	26	26年 8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率	本県	0.46	0.57	0.66	0.72	0.78	0.75	0.77	0.78	0.80	0.81	0.80	0.85	0.86	0.87	0.88	0.86	0.86	0.87
	全国	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21	1.23
新規求人倍率	本県	0.78	0.93	1.09	1.13	1.24	1.13	1.26	1.25	1.24	1.24	1.30	1.39	1.33	1.26	1.37	1.33	1.37	1.41
	全国	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.65	1.68	1.69	1.69	1.77	1.77	1.63	1.72	1.77	1.78	1.78	1.83	1.85

*26年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

8月の**新規求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.1 %増と12ヶ月連続の増加となった。

8月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(5.8%増)は3ヶ月ぶりの増加、【製造業】(3.6%増)は3ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(1.3%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(10.6%増)は2ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(2.7%増)は7ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(6.0%増)は2ヶ月ぶりの増加、【サービス業】(5.7%減)は9ヶ月ぶりの減少となった。

8月の**有効求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.8%増と12ヶ月連続の増加となった。

( ) 内前年同月比(%)

新産業分類	平成26年度 (月平均)		平成27年 5月		6月		7月		8月	
新規求人数	11,548	(3.4)	11,728	(8.0)	12,069	(17.7)	12,416	(5.6)	11,396	(8.1)
D 建設業	791	(▲ 11.1)	729	(5.5)	826	(▲ 6.5)	825	(▲ 6.6)	799	(5.8)
E 製造業	1,013	(0.6)	939	(▲ 9.5)	1,298	(50.6)	1,229	(10.6)	925	(3.6)
H 運輸業、郵便業	505	(1.4)	497	(8.8)	587	(15.6)	464	(▲ 16.5)	461	(1.3)
I 卸売業、小売業	2,011	(1.5)	2,000	(2.6)	1,853	(12.0)	2,034	(▲ 5.9)	2,041	(10.6)
M 宿泊業、飲食サービス業	930	(▲ 0.3)	1,206	(15.0)	793	(1.3)	884	(9.1)	1,003	(2.7)
P 医療、福祉	2,980	(7.2)	2,823	(5.0)	3,078	(17.3)	3,060	(▲ 0.6)	2,923	(6.0)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,523	(14.7)	1,913	(32.7)	2,030	(50.3)	2,095	(34.2)	1,379	(▲ 5.7)
有効求人数	29,493	(2.8)	30,934	(10.2)	31,073	(12.4)	31,032	(10.3)	30,491	(8.8)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。 但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

8月の**新規求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ11.4 %減と2ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、**在職求職者**(11.3%減)は2 ヶ月連続の減少となった。

また、**離職求職者**(8.9%減)は2ヶ月連続の減少、**無業求職者**(22.0%減)は25ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、**事業主都合離職者**(16.9%減)は4ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(6.6%減) は2ヶ月連続の減少となった。

8月の**受給資格決定件数**(8.8%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、**受給者実人員**(4.9%減)は29ヶ月連続の減少となった。

8月の**有効求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.0%減と64ヶ月連続の減少となった。

( ) 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年 5月		6月		7月		8月	
新規求職者数	9,341	(▲ 5.4)	9,513	(▲ 5.5)	9,572	(1.2)	8,489	(▲ 7.0)	7,801	(▲ 11.4)
44歳以下	5,688	(▲ 7.2)	5,805	(▲ 5.7)	5,769	(0.4)	4,974	(▲ 9.8)	4,806	(▲ 11.3)
※うち34歳以下	3,638	(▲ 9.3)	3,721	(▲ 3.2)	3,650	(▲ 1.1)	3,191	(▲ 10.6)	3,022	(▲ 13.7)
45歳以上	3,653	(▲ 2.3)	3,708	(▲ 5.2)	3,803	(2.5)	3,515	(▲ 2.7)	2,995	(▲ 11.4)
うち55歳以上	2,033	(▲ 0.8)	2,096	(▲ 4.0)	2,199	(8.3)	2,027	(0.2)	1,641	(▲ 13.1)
雇用保険受給資格決定件数	2,314	(▲ 4.4)	2,849	(▲ 6.6)	2,304	(▲ 1.9)	2,254	(2.1)	1,849	(▲ 8.8)
有効求職者数	37,705	(▲ 2.8)	39,267	(▲ 5.6)	39,266	(▲ 4.1)	37,670	(▲ 3.9)	35,992	(▲ 6.0)
44歳以下	20,849	(▲ 8.0)	21,299	(▲ 7.5)	21,319	(▲ 5.3)	20,439	(▲ 4.7)	19,522	(▲ 7.2)
※うち34歳以下	13,109	(▲ 9.7)	13,407	(▲ 7.9)	13,370	(▲ 5.9)	12,797	(▲ 4.7)	12,233	(▲ 7.7)
45歳以上	16,856	(▲ 2.8)	17,968	(▲ 3.2)	17,947	(2.5)	17,231	(▲ 3.0)	16,470	(▲ 4.7)
うち55歳以上	9,977	(▲ 1.7)	11,110	(▲ 0.1)	11,150	(0.9)	10,588	(0.2)	10,108	(▲ 2.1)
雇用保険受給者実人員	7,917	(▲ 6.7)	6,902	(▲ 15.5)	7,834	(▲ 7.6)	8,081	(▲ 8.8)	8,289	(▲ 4.9)

※(新規常用求職者態様別内訳)

( ) 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年 5月		6月		7月		8月	
新規常用求職者	9,239	(▲ 5.6)	9,430	(▲ 5.2)	9,363	(1.7)	8,402	(▲ 5.8)	7,715	(▲ 11.3)
在職求職者	2,326	(1.5)	2,209	(2.9)	2,495	(11.9)	2,056	(▲ 6.9)	2,009	(▲ 11.3)
離職求職者	5,668	(▲ 7.3)	5,961	(▲ 7.1)	5,742	(0.9)	5,367	(▲ 3.2)	4,798	(▲ 8.9)
うち事業主都合	1,445	(▲ 12.4)	1,460	(▲ 14.7)	1,420	(▲ 5.5)	1,404	(▲ 2.6)	1,013	(▲ 16.9)
うち自己都合	3,918	(▲ 4.6)	4,186	(▲ 4.7)	4,014	(2.6)	3,711	(▲ 2.8)	3,549	(▲ 6.6)
無業求職者	1,245	(▲ 9.6)	1,260	(▲ 9.0)	1,126	(▲ 12.6)	979	(▲ 16.0)	908	(▲ 22.0)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

8月の**就職件数**(パートを含む)は、前年同月に比べ0.6%増と2ヶ月連続の増加となった。

( ) 内前年同月比(%)

	平成26度 (月平均)		平成27年 5月		6月		7月		8月	
就職件数	3,759	(▲ 4.9)	3,858	(▲ 4.9)	3,914	(▲ 3.3)	3,831	(0.7)	3,178	(0.6)
44歳以下	249	(▲ 6.3)	2,343	(▲ 10.7)	2,467	(▲ 6.3)	2,374	(▲ 1.7)	1,957	(▲ 4.1)
※うち34歳以下	1,368	(▲ 7.9)	1,359	(▲ 8.9)	1,440	(▲ 5.9)	1,291	(▲ 5.4)	1,103	(▲ 6.4)
45歳以上	1,362	(▲ 2.4)	1,515	(5.8)	1,447	(2.3)	1,457	(4.8)	1,221	(9.1)
うち55歳以上	643	(▲ 2.9)	770	(11.6)	700	(7.5)	700	(6.2)	624	(18.0)
雇用保険受給者	884	(▲ 2.3)	925	(▲ 7.0)	953	(▲ 9.9)	931	(2.0)	792	(0.0)

5. 完全失業率(全国)

	24年平均	25年平均	26年平均	平成27年3月	4月	5月	6月	7月	8月
完全失業率 (%)	4.3	4.0	3.6	3.4	3.3	3.3	3.4	3.3	3.4
完全失業者数 (万人)	285	265	236	228	234	224	224	222	225

※完全失業率は季節調整値

＊下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況（原数値）

（　）内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成26年度		平成27年							
	（　月平均　）		5月		6月		7月		8月	
正社員新規求人数	4,327	(2.7)	4,206	(3.9)	4,370	(8.4)	4,732	(5.9)	4,302	(3.7)
全新規求人における構成比	37.5%	(▲ 0.2)	35.8%	(▲ 1.5)	36.2%	(▲ 3.2)	38.1%	(0.1)	37.8%	(▲ 1.5)
新規常用フルタイム求職者数	6,253	(▲ 6.7)	6,238	(▲ 4.5)	6,367	(1.9)	5,739	(▲ 7.5)	5,287	(▲ 12.5)
全新規求職者における構成比	66.9%	(▲ 1.0)	65.6%	(0.7)	66.5%	(0.4)	67.6%	(▲ 0.4)	67.8%	(▲ 0.9)
正社員新規求人倍率	0.69	(0.06)	0.67	(0.05)	0.69	(0.04)	0.82	(0.10)	0.81	(0.12)
正社員有効求人数	11,578	(3.2)	11,694	(6.3)	11,702	(5.7)	11,932	(5.9)	11,960	(5.1)
全有効求人における構成比	39.3%	(0.2)	37.8%	(▲ 1.4)	37.7%	(▲ 2.4)	38.5%	(▲ 1.6)	39.2%	(▲ 1.4)
有効常用フルタイム求職者数	24,884	(▲ 7.7)	25,366	(▲ 7.2)	25,313	(▲ 5.1)	24,475	(▲ 4.9)	23,503	(▲ 7.7)
全求職者における構成比	66.0%	(▲ 1.4)	64.6%	(▲ 1.1)	64.5%	(▲ 0.7)	65.0%	(▲ 0.6)	65.3%	(▲ 1.2)
正社員有効求人倍率	0.47	(0.05)	0.46	(0.06)	0.46	(0.04)	0.49	(0.05)	0.51	(0.06)
全　国	0.68	(0.10)	0.67	(0.07)	0.70	(0.07)	0.73	(0.08)	0.75	(0.08)

※常用フルタイム求職者・・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成27年度　鹿児島労働局　安定所別　有効求人倍率（原数値）

※パートタイムを含む　様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地　域	有効求職	15,635	15,507	15,388	14,627	14,061								75,218
	有効求人	15,123	14,399	14,505	14,480	13,861								72,368
	求人倍率	0.97	0.93	0.94	0.99	0.99								0.96
北薩地域	有効求職	5,202	5,036	5,140	5,018	4,722								25,118
	有効求人	3,917	3,445	3,448	3,358	3,351								17,519
	求人倍率	0.75	0.68	0.67	0.67	0.71								0.70
川内	有効求職	2,582	2,547	2,626	2,534	2,377								12,666
	有効求人	1,912	1,585	1,559	1,548	1,569								8,173
	求人倍率	0.74	0.62	0.59	0.61	0.66								0.65
出水	有効求職	2,040	1,973	1,964	1,929	1,833								9,739
	有効求人	1,564	1,422	1,449	1,387	1,379								7,201
	求人倍率	0.77	0.72	0.74	0.72	0.75								0.74
宮之城	有効求職	580	516	550	555	512								2,713
	有効求人	441	438	440	423	403								2,145
	求人倍率	0.76	0.85	0.80	0.76	0.79								0.79
大隅地域	有効求職	5,509	5,374	5,243	5,063	4,966								26,155
	有効求人	4,317	4,010	3,987	4,108	4,290								20,712
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81	0.86								0.79
鹿屋	有効求職	3,736	3,622	3,479	3,388	3,356								17,581
	有効求人	2,900	2,716	2,643	2,760	2,857								13,876
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81	0.85								0.79
大隅	有効求職	1,773	1,752	1,764	1,675	1,610								8,574
	有効求人	1,417	1,294	1,344	1,348	1,433								6,836
	求人倍率	0.80	0.74	0.76	0.80	0.89								0.80
南薩地域	有効求職	4,863	4,849	4,942	4,645	4,459								23,758
	有効求人	3,482	3,389	3,414	3,322	3,253								16,860
	求人倍率	0.72	0.70	0.69	0.72	0.73								0.71
加世田	有効求職	1,806	1,791	1,885	1,756	1,705								8,943
	有効求人	1,345	1,312	1,345	1,316	1,304								6,622
	求人倍率	0.74	0.73	0.71	0.75	0.76								0.74
伊集院	有効求職	1,826	1,837	1,837	1,668	1,591								8,759
	有効求人	1,130	1,102	1,113	1,127	1,081								5,553
	求人倍率	0.62	0.60	0.61	0.68	0.68								0.63
指宿	有効求職	1,231	1,221	1,220	1,221	1,163								6,056
	有効求人	1,007	975	956	879	868								4,685
	求人倍率	0.82	0.80	0.78	0.72	0.75								0.77
姶良地域	有効求職	5,831	5,817	5,782	5,540	5,222								28,192
	有効求人	4,089	4,014	4,030	4,034	4,016								20,183
	求人倍率	0.70	0.69	0.70	0.73	0.77								0.72
国分	有効求職	5,045	5,036	4,980	4,760	4,486								24,307
	有効求人	3,599	3,534	3,530	3,542	3,548								17,753
	求人倍率	0.71	0.70	0.71	0.74	0.79								0.73
大口	有効求職	786	781	802	780	736								3,885
	有効求人	490	480	500	492	468								2,430
	求人倍率	0.62	0.61	0.62	0.63	0.64								0.63
熊毛地域	有効求職	734	752	878	842	695								3,901
	有効求人	585	535	560	575	581								2,836
	求人倍率	0.80	0.71	0.64	0.68	0.84								0.73
奄美地域	有効求職	1,943	1,932	1,893	1,935	1,867								9,570
	有効求人	1,242	1,142	1,129	1,155	1,139								5,807
	求人倍率	0.64	0.59	0.60	0.60	0.61								0.61
県計	有効求職	39,717	39,267	39,266	37,670	35,992								191,912
	有効求人	32,755	30,934	31,073	31,032	30,491								156,285
	求人倍率	0.82	0.79	0.79	0.82	0.85								0.81

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 ・・・鹿児島　　北薩地域 ・・・川内、出水、宮之城　　大隅地域 ・・・鹿屋、大隅　　南薩地域 ・・・加世田、伊集院、指宿

姶良地域 ・・・国分、大口　　熊毛地域 ・・・熊毛　　奄美地域 ・・・名瀬

「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を 10 月 27 日に開催します

平成 28 年３月新規高等学校卒業予定者の就職環境は、８月末現在において、県内求人数が 3,819 人、就職を希望する生徒が 4,191 人（県内希望者 2,135 人、県外希望者 2,056 人）となり、県内求人倍率は前年同月を 0.32 ポイント上回り 1.79 倍となりました。

９月 16 日から高校生の採用選考が開始されましたが、現在のところ、内定を得られていない生徒がいることや、例年、未内定のまま卒業した生徒の多くが県内就職を希望していたことから、県内就職を希望している生徒を支援する必要があります。一方、求人については、応募者が思うように集まらず、採用活動に苦慮されている事業所もあります。

このようなことから、鹿児島労働局、ハローワーク、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県では、生徒と企業との出会いの場を提供するため「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を以下のとおり開催します。

○　開催日時

平成 27 年 10 月 27 日（火）　13 時 00 分から 17 時 00 分まで

○　開催場所

鹿児島市

ジェイドガーデンパレス

（職業安定部地方訓練受講者支援室）

高校生のための
就職面接会 in 鹿児島

地元でいかそう
私達の「夢」と「力」

参加事業所募集

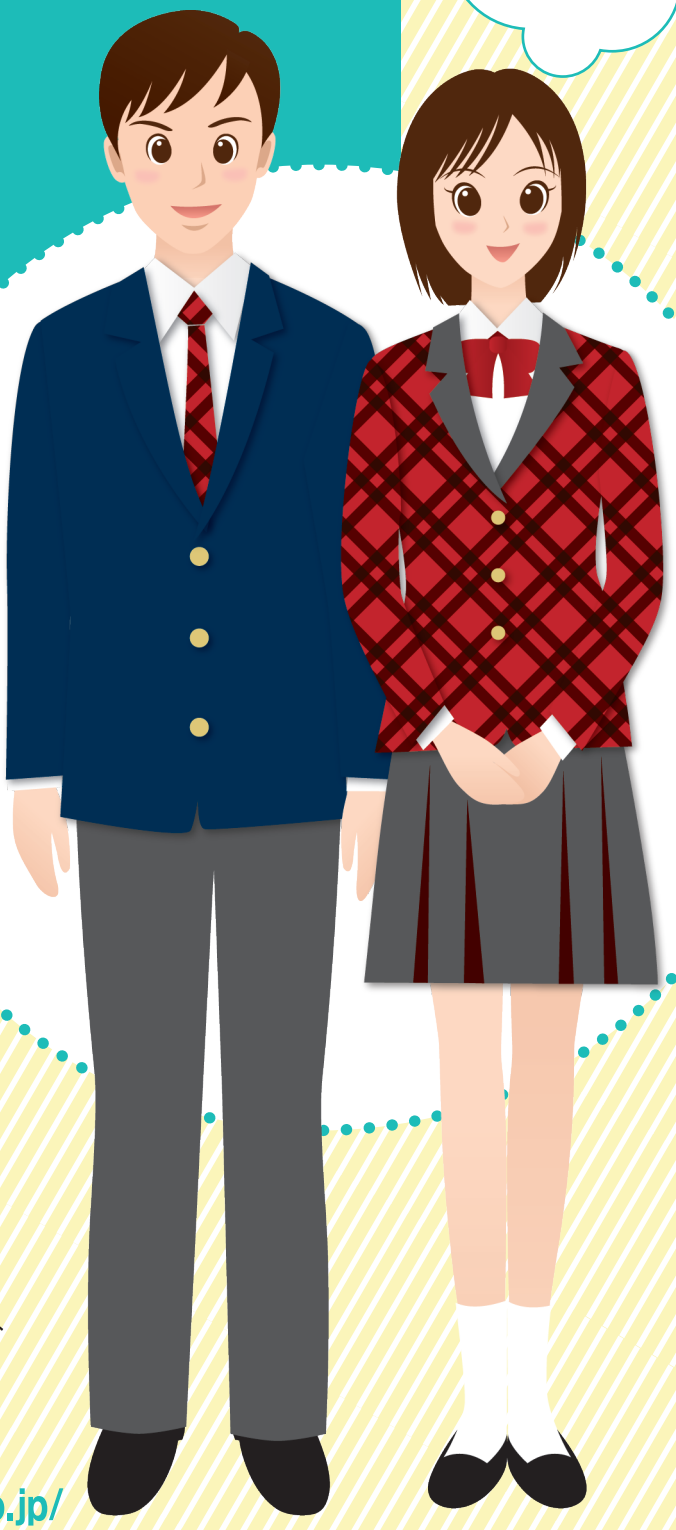

平成27年
10/27(火)
13時～17時（12時より受付）

ジェイドガーデンパレス
鹿児島市上荒田町19番1号

対象企業　県内企業及び、就業地が鹿児島県内となる県外企業（参加予定50社程度）

対象者　県内就職希望の平成28年3月高等学校卒業予定者のうち、就職未内定者

実施団体　鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問い合わせ先
鹿児島労働局職業安定部
地方訓練受講者支援室 ※または最寄りのハローワークへ
TEL.099-219-8711
鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1F
■鹿児島県労働局ホームページ
http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

※企業の参加申し込みは裏面をご利用ください。➔

リサイクル適正Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

「高校生のための就職面接会」参加申込書

▲▲▲ 申込期限10月13日（火）まで 企業用 ▲▲

下記の管轄安定所へFAXしてください。

申込の際は、事前に管轄のハローワークに受理された高卒求人の求人番号を、必ずご記入願います。

事業所名	
住　　所	〒
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

（注）参加申込いただいた場合は、面接会の1週間前までに案内文書を郵送します。
（未着の場合は、恐れ入りますが、鹿児島労働局職業安定部地方訓練受講者支援室までご連絡をお願いします。）

採用予定職種	求　人　数	求人受理安定所名	求人番号	備　考
	通勤　　人 住込　　人 不問　　人			
	通勤　　人 住込　　人 不問　　人			
	通勤　　人 住込　　人 不問　　人			

■管轄安定所一覧　※この申込書は、下記の管轄安定所へFAXしてください。

安定所	FAX番号	電話番号	安定所	FAX番号	電話番号
鹿児島（ヤングハローワーク）	099-224-3250	099-224-3433	伊集院	099-273-2002	099-273-3161
川　内	0996-22-1607	0996-22-8609	大　隅	099-482-2141	099-482-1265
鹿　屋	0994-44-9546	0994-42-4135	出　水	0996-63-1308	0996-62-0685
国　分	0995-46-5076	0995-45-5311	名　瀬	0997-52-4602	0997-52-4611
加世田	0993-53-5134	0993-53-5111	指　宿	0993-22-2437	0993-22-4135

※鹿児島県内が就業地となる県外企業については、099-216-9911（地方訓練受講者支援室）にFAXしてください。

参加の可否については、抽選で決定させていただきます。また、特定の職種の求人が集中した場合、調整をさせていただくことがございます。そのため、早期に申し込んでいただいても、参加出来ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

鹿児島労働局 職業安定部 地方訓練受講者支援室
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1F
TEL099-219-8711　担当　今村

平成２７年における労働災害発生状況（８月末）

平成２７年８月末現在における業種別労働災害発生状況を取りまとめました。

死傷者数（休業 4 日以上）は、前年より 9 人多い 951 人で、死亡者数は前年より 5 人少ない 11 人となっています。

業種別の死傷者数は、製造業 164 人（対前年比－31 人）、建設業 161 人（同＋20 人）、運輸交通業 117 人（同－8 人）、商業 126 人（同－24 人）、保健衛生業 122 人（同＋21 人）となっています。

また、業種別の死亡者数は、製造業 2 人（同－1 人）、建設業 5 人（同＋1 人）、運輸交通業 1 人（同－2 人）、農林業 1 人（±0 人）、畜産・水産業 1 人（同＋1 人）、商業 1 人（同±0 人）となっています。

7 月末までの死傷者数は前年より減少していましたが、8 月末時点では増加となったことから、引き続き関係団体等との連携を図るとともに、積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

平成27年　業種別死傷災害発生状況（8月末）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	951	11	942	16	9	-5
1　製造業	164	2	195	3	-31	-1
1　食料品製造業	102	1	119	1	-17	
4　木材・木製品製造業	4		13		-9	
9　窯業土石製品製造業	10		8		2	
11～12　金属製品製造業	9	1	13		-4	1
13～15　機械機具製造業	12		15		-3	
上記以外の製造業	27		27	2		-2
2　鉱業			3		-3	
3　建設業	161	5	141	4	20	1
1　土木工事業	54	3	48	1	6	2
2　建築工事業	87	1	83	3	4	-2
3　その他の建設業	20	1	10		10	1
4　運輸交通業	117	1	125	3	-8	-2
1　鉄道・航空機業	5		2		3	
2　道路旅客運送業	6		13	1	-7	-1
3　道路貨物運送業	106	1	110	2	-4	-1
4　その他の運輸交通業						
5　貨物取扱業	13		7	1	6	-1
1　陸上貨物取扱業	4		3	1	1	-1
2　港湾運送業	9		4		5	
6　農林業	45	1	46	1	-1	
1　農業	20		20	1		-1
2　林業	25	1	26		-1	1
7　畜産・水産業	54	1	46		8	1
8　商業	126	1	150	1	-24	
1　卸売業	14		23		-9	
2　小売業	96	1	114	1	-18	
3　理美容業	3				3	
4　その他の商業	13		13			
9　金融・広告業	7		4		3	
11　通信業	3		7		-4	
12　教育・研究業	9		9			
13　保健衛生業	122		101		21	
1　医療保健業	36		43		-7	
2　社会福祉施設	81		53		28	
3　その他の保健衛生業	5		5			
14　接客娯楽業	59		66	3	-7	-3
1　旅館業	15		19	1	-4	-1
2　飲食店	26		32	2	-6	-2
3　その他の接客娯楽業	18		15		3	
上記以外の事業	71		42		29	
10　映画・演劇業						
15　清掃・と畜業	42		26		16	
16　官公署						
17　その他の事業	29		16		13	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	110	1	113	2	-3	-1
第三次産業（8～17）	397	1	379	1	18	

①　死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月７日締めで集計したもの。
②　死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が４日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
③　死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④　陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

厚生労働省
鹿児島労働局
kagoshima Labour Bureau

Press Release

鹿児島労働局発表 平成27年10月2日

担当	鹿児島労働局労働基準部 労働基準部長　吉野英信 賃金室長　夏迫昭人 電話：099－223－8278

平成２７年度鹿児島県最低賃金の街頭キャンペーン

－「必ずチェック　最低賃金！　使用者も、労働者も」－

鹿児島県最低賃金６９４円（現行６７８円を１６円引き上げ）が、１０月８日から発効するのにあわせ、鹿児島労働局は、鹿児島県、労使団体と共同で街頭キャンペーンを実施します。
【場所：鹿児島中央駅東口アミュ広場および西口構内】

1.　趣　旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されていることから、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金近傍の賃金の労働者が少なくない状況です。

このため、「必ずチェック　最低賃金！　使用者も、労働者も」をキャッチフレーズとして、改定後の鹿児島県最低賃金額の周知を図るとともに、最低賃金制度に対する関係者の理解を深め、その遵法意識の向上を図ることとする。

2.　実施時期

発効日の前日（１０月７日）

3.　実施方法

日　時　　平成２７年１０月７日(水)　午後５時３０～午後６時３０分
場　所　　ＪＲ鹿児島中央駅東口アミュプラザ前の広場及び西口の構内通路
（別添地図のとおり）
内　容　　①東口広場にて、主催者、参加団体の挨拶を受け、最低賃金額（694 円）を広くアピールする。

②鹿児島中央駅の東口の広場、西口の構内通路周辺で、各団体の協力を得て、「鹿児島県の最低賃金」（別添リーフレット）を配布する。

4. 参加・協力機関
鹿児島労働局、鹿児島県、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会、
鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県商工会議所連合会、連合鹿児島

5. プログラム
① 司会挨拶
② 鹿児島労働局長より挨拶
③ 使用者団体 挨拶
④ 労働者団体 挨拶
⑤ リーフレット配布
※午後 6：30 終了を目途にリーフレットの配布を実施。

働くには、最低賃金チェックざんす。

鹿児島県最低賃金

時間額 **694円**

16円UP

平成27年10月8日から

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。
使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

●厚生労働省ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/
●最低賃金に関する特設サイト　http://www.saiteichingin.info/
●パソコンでも最低賃金がチェックできます! 最低賃金制度 検索

WEBでチェック!

最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省 Ministry of Health Labour and Welfare

赤塚不二夫生誕80周年記念作品
おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは？

POINT

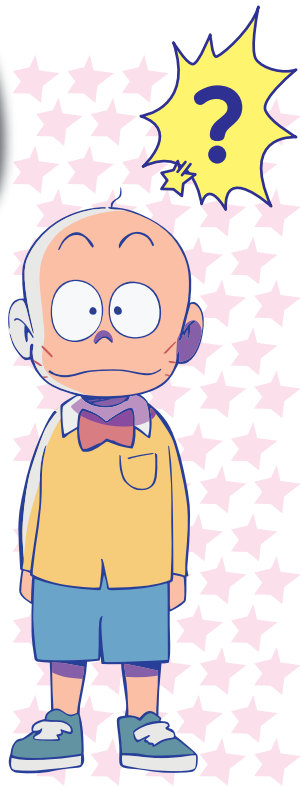

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。 なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は？

POINT

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較します。(※2)

(1) 時間給の場合
　時間給 ≧ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合
　日給÷1日の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）

(3) 月給の場合
　月給÷1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）

(4) 上記（1）、（2）、（3）が組み合わさっている場合
　例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当など）が月給の場合は、
　① 基本給（日給）→（2）の計算で時間額を出す
　② 各手当（月給）→（3）の計算で時間額を出す
　③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、
日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額（日額）

あなたの賃金は？
スマホ、携帯で調べよう！

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H27.9）

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金 ワン・ストップ 無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。

厚生労働省　最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業　（都道府県労働局委託事業）

最低賃金ワン・ストップ無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- ●販路開拓
- ●新規事業
- ●技術指導
- ●資金調達
- ●マーケティング
- ●IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- ●賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- ●就業規則（賃金規定など）の改正
- ●高齢者雇用
- ●人材育成
- ●労働安全衛生対策
- ●業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業

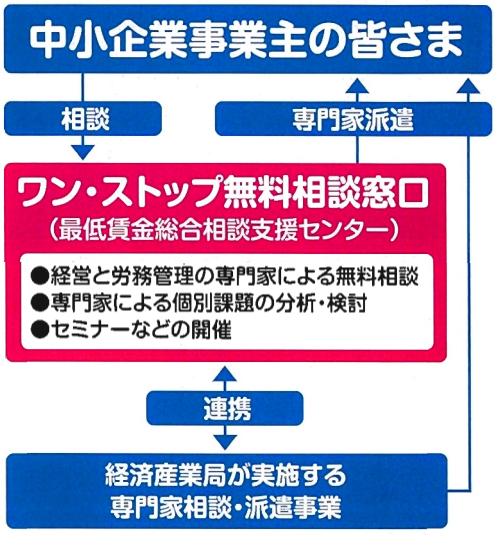

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

〒890-0056
鹿児島市下荒田3丁目44-18のせビル2F
（鹿児島県社会保険労務士会内）

☎ 0120-311-615
（全国最低賃金総合電話相談センター）

最低賃金についてのお問い合わせ窓口はこちら

鹿児島労働局労働基準部賃金室

〒892-0816　鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F
TEL.099-223-8278

厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(H27.8)

中小企業事業主のみなさんご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

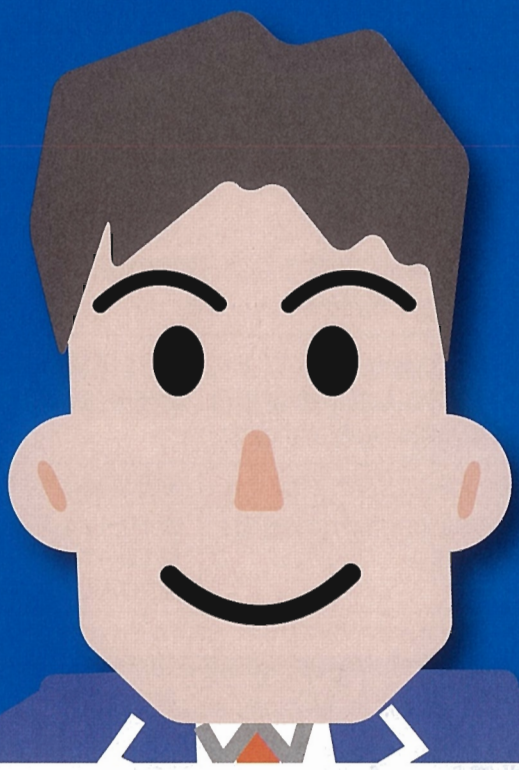

最低賃金引上げ支援

業務改善助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成27年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。

厚生労働省　最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など社会通念上当然に必要となる経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

❶最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	●上限額は100万円
❷10人以上（時間給等800円未満）の賃金額を60円以上引き上げた場合	●10~14人引き上げた場合の上限額は130万円 ●15~19人引き上げた場合の上限額は140万円 ●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

〒890-0056　鹿児島市下荒田3丁目44-18のセビル2F（鹿児島県社会保険労務士会内）

☎ 0120-311-615（電話相談センター）

お問い合わせ・申請先

鹿児島労働局労働基準部賃金室

〒892-0816　鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F

TEL.099-223-8278

厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、不用時の紙へリサイクルできます。

(H27.7)

厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

平成 27 年 10 月 2 日
【照会先】
鹿児島労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　綿貫　直
主任監察監督官　水溜　栄作
電話　０９９－２２３－８２７７

報道関係者各位

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します

～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談など実施～

鹿児島県の労働時間等の現状は、全国と比較して労働者一人平均年間総実労働時間で約 37 時間長く、また年次有給休暇の取得率も 41.9%（全国 48.8%）と低く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められ、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けて、鹿児島労働局（局長 岩崎 修）では、全国において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することといたします。

平成 27 年度過重労働解消キャンペーン（概要）

１ 実施期間

平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）まで

２ 実施事項

（１）厚生労働省本省で実施する事項

ア 「労働条件相談ほっとライン」（無料）の実施（委託事業）

イ 使用者団体等への協力要請

ウ 周知・啓発の実施

エ リーフレットの作成

オ 「過重労働解消のためのセミナー」の実施（委託事業）：鹿児島市（サンプラザ天文館）で開催

（２）都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 重点監督等の実施

イ 11 月 7 日（土）に全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施

電話番号 0120-794-713（フリーダイヤル -なくしましょう-長い残業）

ウ 使用者団体等への協力要請

エ 周知・啓発の実施

オ リーフレットの配布

※詳細は別紙のとおりです。

鹿児島県労働時間等の現状

常用労働者一人平均年間総実労働時間（全国・鹿児島県）

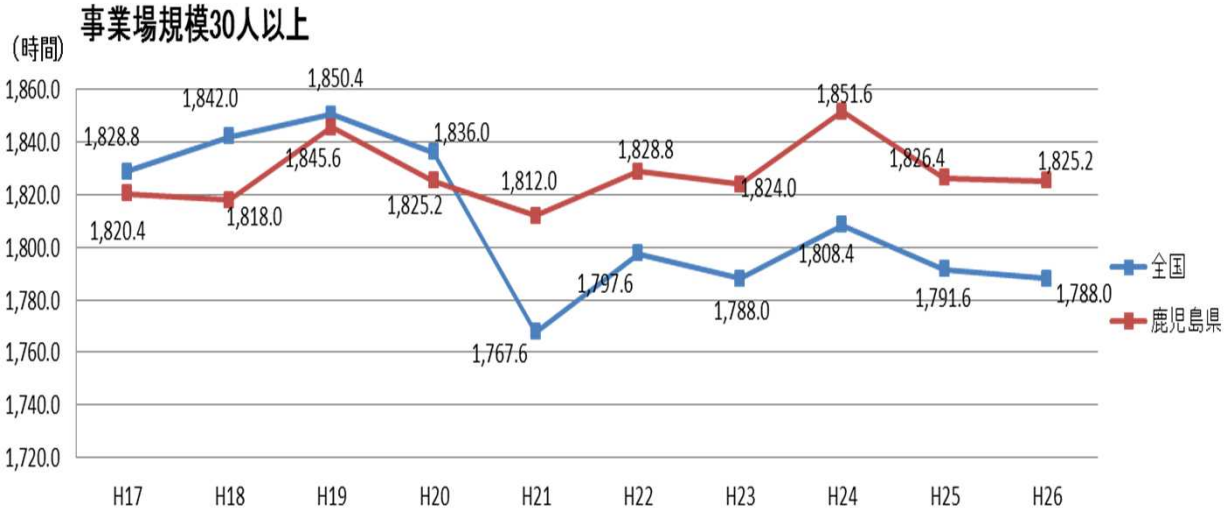

出典：毎月勤労統計調査 常用労働者一人平均年間総実労働時間

労働者一人平均年次有給休暇取得率（全国・鹿児島県）

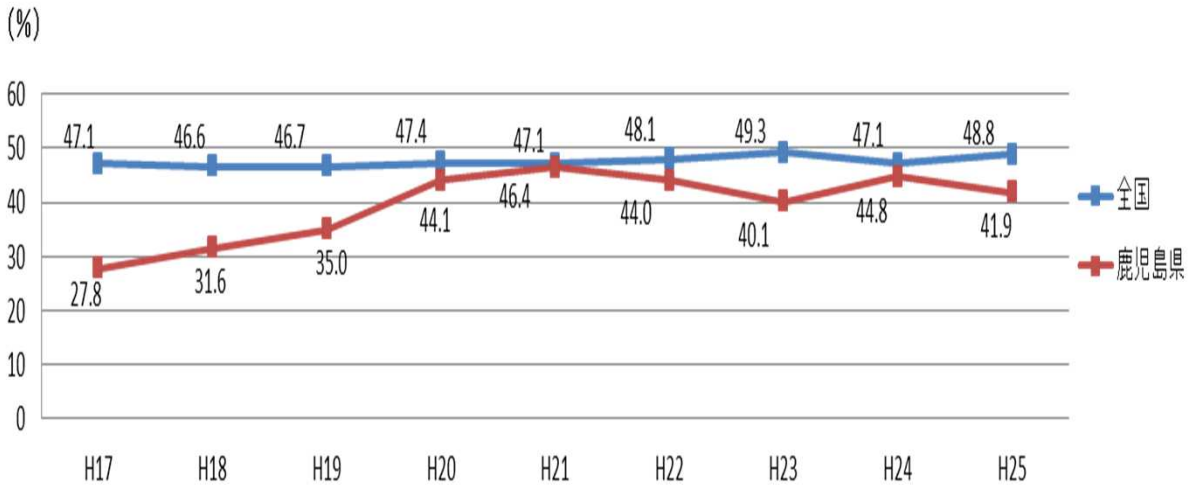

出典：全国：就労条件総合調査、県：鹿児島県労働条件実態調査

別紙

平成 27 年度過重労働解消キャンペーンの概要

１　実施期間

平成 27 年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月）までの１か月間

２　具体的な取組

（１）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、労働基準局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（２）重点監督を実施します

ア　監督の対象とする事業場等

①　長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

②　労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

※　監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

イ　重点的に確認する事項

①　時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

②　賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

③　不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

④　長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

ウ　書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（３）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業
０１２０－７９４－７１３
平成 27 年 11 月７日（土）９：00～17：00

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア　最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間　平日８:30～17:15）

イ　労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル　はい！　労働
０１２０－８１１－６１０
月・火・木・金 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/dl/150508-01.pdf

ウ　労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（４）周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

（５）企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国 26 か所（北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島）で計 33 回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL：http://partner.lec-jp.com/kokyo/2015/overwork/

あなたの会社に毎晩遅くまで働いている方はいませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

無料 「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょう　長い残業
0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト　過重労働解消キャンペーン　検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには・・・

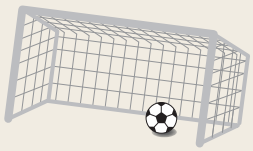

過重労働による健康障害を防止するために※1

① 時間外・休日労働時間の削減

◇ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準※2に適合したものとする必要があります。

◇ 特別条項付き協定※3により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得促進

◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。

◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために※4

① 労働時間適正把握基準※5を遵守しましょう。

② 職場風土を改革しましょう。

③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年3月、厚生労働省）
※2「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）
※3 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
※4「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年5月、厚生労働省）
※5「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成27年11月7日(土) 休日電話相談 フリーダイヤル 0120-794-713（なくしましょう 長い残業） にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間　平日 8:30 ～17:15）

労働条件相談ほっとライン（フリーダイヤル はい！ ろうどう） **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00 ～22:00、土・日10:00 ～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）　労働基準　メール窓口　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

平成27年度厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー

社員の働き過ぎは本当に会社のためになるのか？

～無くそう！長時間労働～

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、
「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進めることが重要です。
本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、
実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

参加費 **無 料**

各回定員 **100名**
事前予約制
（先着順）

受講対象者	事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など
内 容	過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など
申込方法	本紙裏面のFAX申込書または専用webサイト

カリキュラム	項 目	プログラム【150分程度を予定しています】
開 始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講 義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1)「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明。過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説
	(5) 過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収

申込方法

本紙裏面のFAX申込書
FAX 03-5913-6409
受付後メールまたは電話でご連絡差し上げます。

専用webサイトへ
LEC 過重労働解消　検索
※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。

お問い合わせは
過重労働解消セミナー運営事務局　担当　菅尾・山内・鈴木
〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10アーバンネット中野ビル　TEL:03-5913-6033（平日9時～18時）　FAX:03-5913-6409
E-mail:kaju-seminar@lec-jp.com　専用HP:http://partner.lec-jp.com/kokyo/2015/overwork/

過重労働解消のためのセミナー　開催スケジュール

東日本

北海道 北海道建設会館／大会議室
10/15(木) 13:30～16:00
札幌市中央区北４条西３丁目１番地

宮城 戦災復興記念館／ 5F会議室
11/24(火) 13:30～16:00
仙台市青葉区大町二丁目12番1号

福島 郡山商工会議所／中ホールA
11/17(火) 13:30～16:00
郡山市清水台 1-3-8

茨城 茨城県立県民文化センター／集会室8号
11/24(火) 13:30～16:00
水戸市千波町東久保697

栃木 栃木県産業会館／大会議室
11/10(火) 13:30～16:00
宇都宮市中央3-1-4

群馬 前橋テルサ／つつじの間
12/10(木) 13:30～16:00
前橋市千代田町二丁目５番１号

埼玉 ソニックシティ／906会議室
12/17(木) 13:30～16:00
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5F

千葉 LEC千葉本校／701教室
11/12(木) 13:30～16:00
千葉市中央区富士見２丁目３-１ 塚本大千葉ビル 7F

東京 LEC水道橋本校／161教室
10/15(木) 13:30～16:00
千代田区三崎町 2-2-15

東京 LEC水道橋本校／161教室
10/26(月) 13:30～16:00
千代田区三崎町 2-2-15

東京 LEC水道橋本校／161教室
11/10(火) 13:30～16:00
千代田区三崎町 2-2-15

東京 LEC水道橋本校／161教室
11/27(金) 13:30～16:00
千代田区三崎町 2-2-15

東京 LEC新宿エルタワー本校／1810教室
12/7(月) 13:30～16:00
新宿区西新宿1-6-1　新宿エルタワー 18F

東京 LEC新宿エルタワー本校／1810教室
12/18(金) 13:30～16:00
新宿区西新宿1-6-1　新宿エルタワー 18F

神奈川 神奈川県中小企業共済会館／6F会議室(601～603)
10/19(月) 13:30～16:00
横浜市中区北仲通3-33

新潟 コープシティ花園[ガレッソ]／4F
11/25(水) 13:30～16:00
新潟市中央区花園１丁目２番２号

長野 JA長野ビル／12F会議室B
11/18(水) 13:30～16:00
長野市大字南長野北石堂町1177番地3

岐阜 岐阜商工会議所／ 5F議員総会室
12/9(水) 13:30～16:00
岐阜市神田町2-2

静岡 ペガサート(静岡市産学交流センター)／大会議室
11/26(木) 13:30～16:00
静岡市葵区御幸町3番地の21

愛知 ウィンクあいち／中会議室A
10/8(木) 13:30～16:00
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

西日本

三重 三重県教育文化会館／大会議室
12/15(火) 13:30～16:00
津市桜橋2-142

京都 LEC京都駅前本校／ 132教室
12/14(月) 13:30～16:00
京都市下京区東洞院通七条下2丁目東塩小路町680-2　木村食品ビル

大阪 エル・おおさか／視聴覚室
10/9(金) 13:30～16:00
大阪市中央区北浜東 3-14

大阪 エル・おおさか／606教室
11/17(火) 13:30～16:00
大阪市中央区北浜東 3-14

大阪 エル・おおさか／606教室
12/8(火) 13:30～16:00
大阪市中央区北浜東 3-14

兵庫 神戸市教育会館／大ホール
11/5(木) 13:30～16:00
神戸市中央区中山手通4丁目10番5号

岡山 おかやまコープ　オルガホール／B1Fホール
11/11(水) 13:30～16:00
岡山市北区奉還町1-7-7

広島 広島県情報プラザ／多目的ホール
11/19(木) 13:30～16:00
広島市中区千田町3丁目 7-47

香川 アルファあなぶきホール(香川県民ホール)／大会議室
11/16(月) 13:30～16:00
高松市玉藻町9-10

愛媛 ひめぎんホール／第6会議室
12/11(金) 13:30～16:00
松山市道後町2丁目5番1号

福岡 福岡商工会議所／4F (402 ～404)
10/29(木) 13:30～16:00
福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

熊本 くまもと県民交流会館パレア／会議室1
12/16(水) 13:30～16:00
熊本市中央区手取本町8番9号　テトリアくまもとビル

鹿児島 サンプラザ天文館／ 7Fホール
12/7(月) 13:30～16:00
鹿児島市東千石町2-30-3F

※東京都では6回、大阪府では3回、その他の地域では各1回の実施を予定しています。

過重労働解消のためのセミナー参加申込書　FAX. 03-5913-6409

参加希望日	月　日	会場名			
フリガナ		フリガナ		参加希望人数	名
氏　名		企業・団体名			
業　種		企業規模	10名未満　10～49名　50～99名　100～299名　300名以上 ※いずれかを○で囲む		
電　話	–　–	e-mail	@		

女性の活躍推進・仕事と子育て等両立推進 PR ラッピング電車走行中

「鹿児島労働局きらら号」出発式を執り行いました！！

「鹿児島労働局きらら号」と命名したラッピング電車が、雇用均等室の施策について広く周知啓発を行うため、現在鹿児島市中心部を走行しています。

９月１８日（金）に鹿児島市交通局において、「鹿児島労働局きらら号」の出発式を執り行いました。

テープカットは、女性の活躍促進・両立支援を先進的に行って下さっている企業の中から、平成 21 年度均等推進企業部門　厚生労働大臣優良賞受賞企業、くるみん認定を 4 回取得された株式会社鹿児島銀行からみずほ通支店支店長様、平成 11 年度ファミリー･フレンドリー企業表彰労働大臣努力賞受賞企業､株式会社山形屋からリビング用品美術工芸統括部営業推進担当課長様、鹿児島県から商工労働水産部雇用労政課長様、鹿児島市交通局長様、鹿児島県ゆるキャラのぐりぶー、鹿児島労働局長が行いました。その後、ぐりぶーと鹿児島労働局長の合図により、電車が出発しました。

（テープカット）

（電車出発合図）

「鹿児島労働局きらら号」は、「女性活躍推進法」を浸透させるため、企業において女性の活躍促進が行われるように､あわせて雇用均等行政の施策であります､「男女の均等取り扱い」、「育児･介護をはじめ家庭と仕事との両立支援」、「次世代育成支援対策」、「パートタイム労働

の均衡均等待遇」を一体的に県民の皆様にPRするために、製作されたもので、今後、女性活躍促進のためのシンボル電車として、来年３月まで走ります。

また、鹿児島県からの協力を得て、県のゆるキャラぐりぶー・さくら、子ども達とのコラボも行っています。

是非、「鹿児島労働局きらら号」を見て、乗って、親しんで下さい。

〔参考：「鹿児島労働局きらら号」デザイン趣旨〕

○この電車は、雇用均等行政の施策である、①男女の均等取り扱い、②育児･介護と仕事との両立支援、③次世代育成支援対策、④パート労働の均等均衡待遇、そして、本年８月２８日成立、９月４日公布された⑤女性活躍推進法の事業主行動計画の取組みの内容について、一体的に県民の皆様にPRするもの。

○鹿児島県の協力のもと、ラッピング電車に親しみやすさを持ってもらえるように、鹿児島県のゆるキャラ、ぐりぶー、さくら、子ども達とのコラボを行いました。

○市電正面の『鹿児島労働局きらら号』は、男女雇用機会均等法第１４条に基づくポジティブ・アクション普及シンボルマーク「きらら」にちなんで命名したもので、来年４月から施行される女性活躍推進法に基づき事業主行動計画の策定実施について、これから鹿児島県内

において、企業による働く女性の活躍促進の取組がさらに進むことを願ったもの。

〇市電後面の『プラチナくるみん』は、全国でも出生率の高い鹿児島県において、妊娠･出産･育児を理由に退職することなく、働きながら子どもを育てられる環境がさらに整備されることを願ったもの。

〇正面から向かって右面デザイン

＊『女性活躍推進法』の円滑な施行に向けて、法律の周知と企業への取組促進

＊『STOP マタハラ』は、働く女性が『妊娠･出産･子育て』を理由に辞めさせられるなど不利益な取り扱いを受けることなく、『働き続けやすい職場づくり』の促進

＊『パートタイム労働者』が鹿児島県内で多く働いており、パート労働者が働きに見合った待遇の整備

〇正面向かって左面デザイン

＊働く女性の妊娠、出産後の勤務継続や子育て期の共働きに対する理解を高めるため、男女労働者も、パート労働者も、『仕事と育児･介護の両立しやすい職場作りへの取組』、そして、企業の両立支援が進むように、くるみん、プラチナくるみん取得促進や鹿児島県が実施している『かごしま子育て応援登録企業』の登録促進への取組。

＊『相談連絡先である雇用均等室と情報サイト』を表示し、あわせて、職場での悩みを抱えている労働者や企業の人事労務の方々の相談するきっかけ作りを行ったもの。

労働者派遣法の改正に係る説明会開催のご案内

今回の改正では、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図ることを目的に、すべての労働者派遣事業を許可制、政令26業務を廃止し派遣先（事業所）単位、派遣労働者個人単位の期間制限、派遣労働者の雇用安定措置、キャリアアップの措置、均等待遇の推進等の改正が行われ、平成２７年９月３０日から施行されます。また、労働契約申込みみなし制度が本年10月1日施行となります。

このことについて、下記の日程で説明会を開催いたします。

説明会への出席申込みについては、裏面をＦＡＸにて送信願います。

＜労働者派遣法の改正に係る説明会場及び日程表＞

月　日	開催時間	会　場　・　所　在　地	定　員	電話番号
10月16日(金)	13:30～ 15:30	川内公共職業安定所 （１階　大会議室） 薩摩川内市若葉町４－２４	54名	0996-22-8609
10月19日(月)	9:30～ 11:30	鹿児島県市町村自治会館　（ホール） 鹿児島市鴨池新町７－４	272名	099-206-1010
10月19日(月)	13:30～ 15:30	鹿児島県市町村自治会館　（ホール） 鹿児島市鴨池新町７－４	272名	099-206-1010
10月21日(水)	13:30～ 15:30	霧島市人材育成センター（霧島市商工会議所）（大研修室） 霧島市国分中央三丁目４４－３６	100名	0995-45-0313
10月23日(金)	13:30～ 15:30	鹿屋公共職業安定所（２階 会議室） 鹿屋市北田町３－３－１１ 産業支援センター１階	54名	0994-42-4135
10月28日(水)	13:30～ 15:30	名瀬公共職業安定所（４階 会議室） 奄美市名瀬長浜町１－１	30名	0997-52-4611
11月4日(水)	13:30～ 15:30	鹿児島総合卸商業団地協同組合 （オロシティーホール２階大会議室） 鹿児島市卸本町６－１２	138名	099-260-2111

※説明会への参加は、ご都合のよい会場をご利用ください。

※各会場の受付は、説明会開催時間の30分前から開始します。なお、鹿児島県市町村自治会館の駐車場は有料（3時間以内200円）、霧島市人材センターの駐車場は台数に限りがあり、近くの市営駐車場2時間を超えると有料になりますので公共交通機関をご利用ください。

※参加希望者が定員を超えた場合、需給調整事業室から他会場への参加を電話でお願いする場合がありますので、ご了承願います。

鹿児島労働局職業安定部需給調整事業室

事業主等の皆さまへ

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月１日から順次施行されます。

適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

１．青少年の雇用の促進等に関する法律　（勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正）<若者雇用促進法>

（１）関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。**【平成27年10月1日施行】**

（２）適切な職業選択のための取組の促進

① **事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】**

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の３類型ごとに１つ以上の情報提供を義務付けます。

（ア）募集・採用に関する状況
（イ）労働時間などに関する状況
（ウ）職業能力の開発・向上に関する状況

② **労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人の不受理【平成28年3月1日施行】**

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ **優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】**

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270918派若01

（３）職業能力の開発・向上及び自立の促進

① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。**【平成27年10月1日施行】**

② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。**【平成28年4月1日施行】**

２．職業安定法の一部改正

● ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。**【平成27年10月1日施行】**

職業能力の開発・向上の支援　（職業能力開発促進法の一部改正）

（１）ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

今回の改正により、ジョブ･カード（職務経歴等記録書）を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ･カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。**【平成27年10月1日施行】**

ジョブ・カード制度について、詳しくは　厚生労働省　ジョブ・カード　検索

（２）キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占（資格取得者のみ名乗ることが許される）や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。**【平成28年4月1日施行】**

キャリアコンサルタントについて、詳しくは　厚生労働省　キャリアコンサルタント　検索

（３）対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。
【平成28年4月1日施行】

技能検定制度について、詳しくは　厚生労働省　技能検定制度　検索

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html

厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

報道関係者　各位

平成 27 年 9 月 29 日（火）
鹿児島労働局職業安定部
職業対策課
課　　長　　日高　謙次
雇用援護係長　坂之上　洋
（電話　099－219－8712）

ナースセンターとハローワークの連携により看護師等の地域の医療機関等への就職支援及びあっせんをします。

～鹿児島県ナースセンター・ハローワーク連携事業～

平成27年10月１日から鹿児島県ナースセンターとハローワークかごしまが連携し、それぞれの強みを生かした看護師等(看護師、准看護師、保健師、助産師)の地域の医療機関等への就職支援及び地域の医療機関等へのあっせんを行う。

取組内容は下記のとおりです。

記

1　事業の目的

人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化等を背景として、医療機関等における医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、慢性的な長時間労働などの厳しい勤務環境にある医療スタッフが健康で安心して働くことができる環境の整備に加え、

不足している医療スタッフの人材確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、特に、看護師、准看護師、保健師、助産師（以下、「看護師等」という。）のマッチング機能の強化を図るため、鹿児島県・鹿児島県ナースセンター・鹿児島労働局及びハローワークかごしまとの連携・協働による看護師等の人材確保に向けた取組を実施する。

2　支援内容

事業を実施するハローワークかごしまが鹿児島県ナースセンターと連携（※１）することにより、看護師等の資格を有する求職者及び看護師等の資格を取得予定である求職者（以下「有資格者等」という。）の情報を共有し、お互いの強み（※２）を生かした「きめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援」を実施するとともに、「有資格者等を必要としている事業主に対する求人充足に向けた支援」を実施する。

【具体的な支援例】

・ナース経験者による専門的な就職支援
・ナースセンターによるハローワークかごしまへの巡回相談の実施
・ブランクがあってスキルに不安のある有資格者等に対する再就職支援講習会の開催
・希望する求人事業所からの相談に対する情報提供・助言
・医療機関等の緊急度に応じた個別あっせん

※１　ハローワークかごしまと鹿児島県ナースセンターの連携内容

・ハローワークかごしま・鹿児島県ナースセンターへの求職・求人登録の一元化（ただし、求職者及び求人事業所が同意したものに限る。）
・求職者情報などのハローワークかごしま・鹿児島県ナースセンター間の共有（ただし、求職者が同意したものに限る。）

※２　お互いの強み

〇鹿児島県ナースセンターの強み

・ナース経験者による専門的な就職支援
・医療・介護・福祉分野におけるネットワーク力
・再就職支援セミナー等の研修・相談・県看護協会主導による勤務環

境改善支援（ワーク・ライフ・バランス）

○ハローワークかごしまの強み

・抜群の知名度

・全国規模のネットワーク力と情報力

3　支援対象

（1）求職者

ハローワークかごしまにおいて求職登録を行った者のうち、次のア～ウのいずれにも該当する者

ア　有資格者等

イ　資格を活用して再就職を希望する者

ウ　ナースセンターからの支援を希望する者

（2）求人

ハローワークかごしまにおいて受理した求人のうち、次のア～ウのいずれにも該当する求人

ア　看護師等の免許・資格を有することを応募条件に定めるもの

イ　求人者がナースセンターからのあっせんを希望する求人及びナースセンターで受理された求人

ウ　上記イが原則として当該求人事業所の所在地がハローワークかごしまの管轄地域（鹿児島市、鹿児島郡）にあり、かつ、ハローワークかごしまからのあっせんを希望する求人

4　鹿児島県ナースセンターによる巡回相談日

毎月第４木曜日　13：30～15：30（場所：ハローワークかごしま）

5　お問い合わせ先

・ハローワークかごしま　　(TEL 099-250-6065)

・鹿児島県ナースセンター　(TEL 099-256-8025)

【別添２】

看　護　師　免　許　等　を　お　持　ち　の　方　へ

ナースセンターとハローワークの連携により

地域の医療機関等への就職を支援します!!

医療・介護・福祉分野での医療機関等では、いま看護人材等が不足しています。
鹿児島労働局管内では、**医療機関等の看護師の有効求人倍率は、１．３５倍。**
看護師さん１人に１．３５件の求人がある状態です（平成27年8月）。
地域の「健康」を支えるために、あなたの力が求められています！
ハローワークかごしまでは、鹿児島県ナースセンターと連携して、
医療機関等の看護師として就職を希望する皆さまを支援しています。
看護師免許等をお持ちで、ブランク後の再就職などをお考えの方は、ぜひご相談ください。

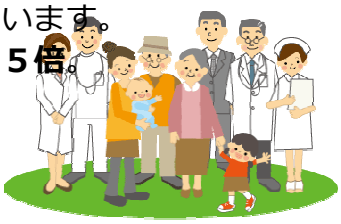

※　准看護師、保健師、助産師免許をお持ちの方も同様に支援いたします。

支援対象者

以下のすべてに該当する方が対象です。

① 看護師免許等があり、就業を希望していること
② ハローワークに求職の申し込みをしていること
③ ナースセンターの支援を希望すること
④ ハローワークとナースセンターによる求職情報などの共同利用に同意すること
（効果的な就職支援を実施するため、**同意書への署名**をお願いします）

支援を希望する方は……

福祉人材コーナー窓口に、ナースセンターの支援を希望する旨、お申し出ください。または、ナースセンターの巡回相談にお越しください。

支援の内容

以下のような機会を提供・案内しています。

ナース経験者に相談したい	**ナースセンター巡回相談**（毎月第4木曜日）	ナースとして働いてきた経験豊富な相談員がハローワークを巡回し、職業相談を実施します。就職に当たって不安なこと、最新の医療技術に関する知識、おすすめの病院情報など、専門的なご相談にも応じます！
ブランクがあってスキルに不安	**再就職支援講習会**	退職から時間がたっているため看護スキルに不安のある方には、ナースセンターが主催する再就職支援講習会があります。

問い合わせ先

ハローワークかごしま
TEL　099-250-6065
FAX　099-286-4110
開庁時間：月曜～金曜　8時30分～17時15分

鹿児島県ナースセンター
TEL　099-256-8025
FAX　099-256-8079
開庁時間：月曜～金曜　8時30分～17時15分

厚生労働省・鹿児島労働局 ・ハローワークかごしま
公益社団法人鹿児島県看護協会　鹿児島県ナースセンター

（庁舎内掲示用）

看護師免許等をお持ちの方へ

毎月第4木曜日は

ナースセンター巡回相談日です！

※准看護師、保健師、助産師免許をお持ちの方も同様に支援いたします。

相談時間

13時30分～15時30分まで随時受付

相談場所

ハローワークかごしま会議室

相談を希望される方は福祉人材コーナーまで

こんな方におすすめ！

○資格を生かして就職したい！
○ナース経験者に相談したい！
○希望に合う病院などを紹介してほしい！
○ブランクがあるので、セミナーや
　最近の病院の情報が知りたい！

相談員ってどんな人？

ナースとしての経験に基づき、
専門的な見地からアドバイスします。

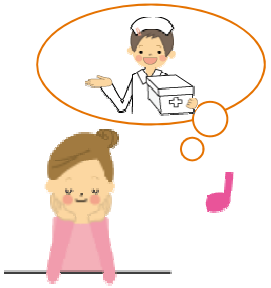

ナースならではの心配事をひとつずつ解決して、
看護のお仕事で活躍しましょう！
あなたの力をたくさんの病院が待っています！

厚生労働省・鹿児島労働局 ・ハローワークかごしま
公益社団法人鹿児島県看護協会 鹿児島県ナースセンター

【別添３】

ナースセンターとハローワークの連携により地域の医療機関等に看護師等をあっせんします!

鹿児島労働局管内では、**医療機関等の看護師の有効求人倍率は、１．３５倍。**
看護師さん１人に１．３５件の求人がある状態です（平成27年8月）。
ハローワークかごしまでは、鹿児島県ナースセンターと連携して、医療機関等へ看護師等をあっせんします。
ナースセンターからの支援を希望される事業所の方は、ぜひご相談ください。

※　准看護師、保健師、助産師免許をお持ちの方も同様にあっせんいたします。

支援を希望する事業所の方は……

事業所第一部門（求人部門）に、ナースセンターからの支援を希望する旨、お申し出ください。

支援の内容

ナースセンターに登録している求職者をあっせんいたします。

問い合わせ先

ハローワークかごしま
TEL　099-250-6092
FAX　099-250-6086
開庁時間：月曜～金曜　8時30分～17時15分

鹿児島県ナースセンター
TEL　099-256-8025
FAX　099-256-8079
開庁時間：月曜～金曜 8時30分～17時15分

厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワークかごしま
公益社団法人鹿児島県看護協会 鹿児島県ナースセンター

公益社団法人鹿児島県看護協会
鹿児島県ナースセンター

看護職と求人施設をつなぎます
求職のご相談・登録は
鹿児島県ナースセンターへ

《ナースセンターのお仕事》

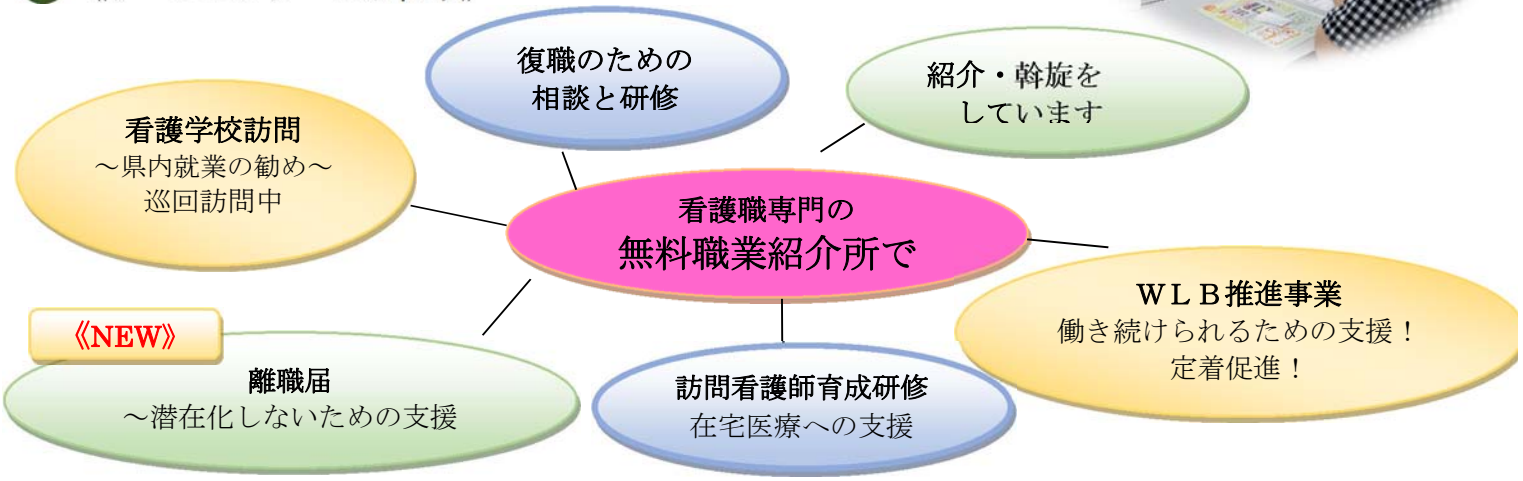

★ナースセンターは「看護師等の人材確保の促進に関する法律」をもとに看護協会が鹿児島県の委託を受けて，無料職業紹介事業をおこなっているところです。

★ナースセンターでは相談員が，求職・求人に関する相談や復職に関する相談，支援，研修を行っています。

看護職の相談員が，求職者・求人施設の皆様へ対応致します。

無料職業サイト「eナースセンター」

＊登録はインターネットからできます。無料です。
https://www.nurse-center.net

＊お電話一本でも受付いたします。

2015 年 10 月から国策により
ハローワークとナースセンターの
連携が強化されます

↓

ハローワーク登録と同時に
ナースセンターにもご登録下さい。

↓

双方で協力してあなたにあった
お仕事を探します。

登録いただきますと

メリット１　自動マッチング機能
希望する求人情報をおしらせ。
マッチングを支援いたします。

メリット２　メッセージ機能・・求人施設へ直接アプローチも可能

メリット３　登録・紹介は無料です。何度でもご相談ください。

《　連絡先　》
公益社団法人鹿児島県看護協会
鹿児島県ナースセンター
（看護師等無料職業紹介所　46-ム-010002）
TEL：099－256-8025　FAX：099-256-8079
e-mail：kagoshima@nurse-center.net

【参考データ その1】

看護士等(看護師、保健師、助産婦)の雇用状況【平成27年8月】

【看護士(准看護師を含む。)】

区分	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
鹿児島労働局	1,316	1,781	154	1.35
ハローワーク鹿児島	506	607	37	1.20

【保健師】

区分	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
鹿児島労働局	20	9	1	0.45
ハローワーク鹿児島	7	0	0	0.00

【助産師】

区分	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
鹿児島労働局	13	18	1	1.38
ハローワーク鹿児島	9	3	0	0.33

看護士＋保健師＋助産師

区分	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
鹿児島労働局	1,349	1,808	156	1.34
ハローワーク鹿児島	522	610	37	1.17

【参考データ その2】

看護士等(看護師、保健師、助産婦)の雇用状況【鹿児島労働局管内】

【看護士(准看護師を含む。)】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	15,177	22,182	2,160	1.46
24年度	15,021	24,857	2,251	1.65
25年度	15,843	21,722	2,115	1.37
26年度	16,101	22,155	2,177	1.38

【保健師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	199	121	22	0.61
24年度	261	215	24	0.82
25年度	232	192	40	0.83
26年度	244	225	27	0.92

【助産師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	186	341	17	1.83
24年度	160	424	9	2.65
25年度	89	308	7	3.46
26年度	99	310	6	3.13

【看護士＋保健師＋助産師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	15,562	22,644	2,199	1.46
24年度	15,442	25,496	2,284	1.65
25年度	16,164	22,222	2,162	1.37
26年度	16,444	22,690	2,210	1.38

【参考データ その3】

看護士等（看護師、保健師、助産婦）の雇用状況【ハローワーク鹿児島管内】

【看護士（准看護師を含む。）】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	5,688	7,093	577	1.25
24年度	5,603	8,177	600	1.46
25年度	6,104	7,567	634	1.24
26年度	5,817	7,858	631	1.35

【保健師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	105	61	6	0.58
24年度	106	97	5	0.92
25年度	106	45	14	0.42
26年度	151	51	9	0.34

【助産師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	79	63	10	0.80
24年度	70	179	6	2.56
25年度	28	83	1	2.96
26年度	63	97	3	1.54

【看護士＋保健師＋助産師】

年度	有効求職者数	有効求人数	就職件数	求人倍率（有効）
23年度	5,872	7,217	593	1.23
24年度	5,779	8,453	611	1.46
25年度	6,238	7,695	649	1.23
26年度	6,031	8,006	643	1.33